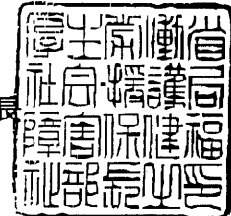


障 第 0 6 0 6 0 0 1 号
平成 1 5 年 6 月 6 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長



児童デイサービスに係る居宅生活支援費の支給等の対象となる児童について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第3項に規定する児童デイサービスに係る居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費の支給又はやむを得ない事由による措置の対象となる児童の範囲については、平成10年8月11日障発第476号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「障害児通園（デイサービス）事業について」の第3に定める対象児童と同様下記1の（1）のとおりであり、さらに下記1の（2）及び2を踏まえて適切な対応が図られるよう、管内市町村に周知をお願いしたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言に当たるものである。

おって、平成10年8月11日障発第476号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「障害児通園（デイサービス）事業について」は廃止する。

記

1 対象児童の範囲についての留意事項

（1）児童デイサービスに係る居宅生活支援費の支給等の対象となる児童は、通園による指導になじむ障害のある幼児とする。

ただし、市町村は、通園による指導になじむと認められ、かつ事業の目的、地域の実情等諸般の事情を考慮し適当と認められる学齢児（小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部に就学している児童）を対象とすることができるものとする。

（2）なお、市町村が必要と認めれば、現在は著しい障害がなくても、現存する疾患等を放置すれば将来一定の障害を招来するおそれのある児童（2において「おそれのある児童」という。）についても対象となるものである。

2 対象児童に該当するか否かの判断についての留意事項

市町村は、身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けていない場合でも、必要な場合はサービスを利用させることができるものである。なお、身体障害者手帳及び療育手帳を有しない障害児の保護者から居宅生活支援費の支給の申請等があり、障害を有するか否か又はおそれのある児童に該当するか否かの判断が困難な場合は、市町村は、必要に応じ児童相談所の意見を求めた上で、支給決定等を行うこととなる。

障 第 0 6 0 6 0 0 2 号
平成 1 5 年 6 月 6 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長



児童福祉法第 2 1 条の 2 5 第 1 項に規定するやむを得ない事由による
措置により児童デイサービスを提供する場合の留意事項について

支援費制度施行に伴い、児童デイサービスを利用しようとする際には、児童の保護者が市町村に支援費の支給申請をすることとなるが、市町村は、やむを得ない事由がある場合には、児童福祉法第 2 1 条の 2 5 第 1 項の規定により措置することができることとされている。

ついては、この場合の措置を行うに当たっての留意事項は、下記のとおりであるので、御了知のうえ、管内市町村に対し周知をお願いしたい。

なお、この通知は、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言に当たるものである。

記

1 やむを得ない事由による措置の適用について

次のいずれにも該当する場合は、当該児童につき、やむを得ない事由による措置により、児童デイサービスを提供することができるものである。

なお、その場合には、児童の障害を受容するに至っていない保護者に対し 3 に示した対応を図るなど、十分配慮するものとする。

(1) 乳幼児健診等で、児童に何らかの障害等が認められた場合。

(2) 医師、保健師、ケースワーカー等から児童デイサービスの利用を勧奨されているが、(1) の児童の保護者が当該児童の障害を受容するに至らず、支援費の支給申請を躊躇している場合。

2 措置の期間

1 の事由による措置の期間は、保護者が当該児童の障害を受容し、支援費の支給申請を行い、市町村が支給決定するまでの間とする。

なお、支給決定を行った場合、支援費の支給は翌月から(当該決定日が月の初日である場合は、当該月から)開始することとする。

3 保護者への支援

市町村は、関係機関と連携して、当該児童及び保護者の状況を把握するとともに、障害についての情報提供や相談支援等、保護者の心理に配慮した支援を行うものとする。

また、保護者が児童とともに通園し、療育方法等に関する指導が受けられるよう配慮するものとする。